

公示番号：19a00443

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト（営農計画）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：営農計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年10月上旬から2019年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 2.37M/M、合計 2.67M/M
- (3) 業務日数：国内準備 3日 現地業務 71日 国内整理 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年9月17日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

類似業務	栽培、営農、普及に関する各種業務
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。ただし、黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、黄熱感染危険国を経由して入国する場合にはイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示を求められます。

6. 業務の背景

(1) 基本的背景

農業はマラウイの国内総生産（GDP）の約 30%、外貨収入の 80%以上を占める基幹産業であり、総労働人口の約 80%は農業セクターに従事している。他方、農地における耕作、農業投入財の入手・使用、行政サービスの提供に関する課題等を抱えており、これらを解決し農業生産量の安定と生産性向上を図ることが求められている。

上記課題に対応すべく、マラウイ政府は、国家中期開発戦略である「成長と開発戦略 II（The Malawi Growth and Development Strategy II 2011-2016: MGDS II）」を策定し、灌漑および水開発を優先開発分野のひとつに据え、天水農業への依存軽減と小中規模灌漑施設の普及による食糧と換金作物の生産性向上に努めてきた。

JICA は、同政府の要請の下、2015 年 3 月～2020 年 3 月までの予定で、マラウイ南部地域を対象とした「中規模灌漑開発プロジェクト（MIDP）」の後継案件で、中規模灌漑事業開発に係る灌漑技術者の育成体制の整備を図り、中規模灌漑事業の国家レベルでの促進に寄与することを目的として、中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト（以下「MIDP2」）を実施している。これは本プロジェクトの特徴は、民間コンサルタント、建設業者等の外部リソースを利用せず、「政府職員による設計・施工管理」、「農家の参加による施工・運営管理」、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」をコンセプトとする灌漑施設の整備、改修を行う点にある。これにより、受益者（政府職員と農家）の主体性を高め、天水農業に依存しない、より持続的な生計を得ることが期待されている。

MIDP2 プロジェクト対象地域のマラウイ中北部においては、大規模な河川が存在せず、中小規模の灌漑施設の整備に基づく、営農、流通等の改善に関する技術、普及体制が不十分であるという問題を抱えており、本業務従事者は、「政府の灌漑技術者と農業普及員の協働体制の構築」のコンセプトの下、灌漑及び普及に係る政府職員が一体的となった灌漑施設の導入を契機とする営農計画の改善手法の確立を推進する。

(2) プロジェクトの概要

- 協力期間：2015 年 3 月～2020 年 3 月
- カウンターパート（C/P）機関：
 - 農業灌漑水開発省（MoAIWD）灌漑局（DoI）、カスング灌漑サービス区事務所（ISD）、

ムズズ灌漑サービス区事務所 (ISD)、ドーワ県灌漑事務所 (DIO)、南ムジンバ県灌漑事務所 (DIO)、同省農業普及局 (DAES)、カスング地方農政局 (ADD)、ムズズ地方農政局 (ADD)、ドーワ県農業開発事務所 (DAO)、南ムジンバ県農業開発事務所 (DAO)、ナチサカ農業普及所 (EPA) 等

- 対象地域 (モデル地区) :
マラウイ中部 : カスング ISD 内ドーワ県チャンポレ地区、タウイ地区、マラウイ北部 : ムズズ ISD 内南ムジンバ県ゾンベ地区、カトペ地区 (2018 年度 チャムクウェレ地区に変更)。
- モデル地区は、メイズを中心にタバコ、野菜、豆類が一部作付けされている高原、中山間地域に位置する畑作中心地域に位置し、雨季を中心に小河川を利用する等高線沿いの灌漑施設 (土水路) は存在するものの、機能性、安定性に乏しい灌漑地区である。詳細については、参考資料を参照すること。
- プロジェクトオフィス :
カスング地方農政局 (ADD) 上記ドーワ県、ムジンバ県、カスング ADD 等の地理関係については、10. (2) . ① 参考資料の MIDP2 パンフレットにて参照可能。

7. 業務の内容

本案件では、モデルサイトにおいて改善される灌漑施設、水管理体制に伴う営農計画の改善およびその技術移転を通じて農民の生計向上を目的として、短期専門家の派遣を行っている。2016 年度および 2018 年度に本分野の短期専門家が派遣され、今回は 3 回目の派遣となる。これまでの派遣専門家は以下の業務を行った。

2016 年度

- (1) 全モデルサイト 4 カ所の実態調査
- (2) ドーワ県チャンポレ地区の営農計画作成
- (3) チャンポレ地区における営農研修の実施
- (4) チャンポレ地区での営農研修を通じた営農計画の周知, 営農指導

2018 年度

- (1) チャンポレ地区の営農実施モニタリング及びフォローアップ
- (2) 南ムジンバ県ゾンベ地区の営農計画作成
- (3) ゾンベ地区における営農研修を通じた営農計画の周知, 営農指導
- (4) 南ムジンバ県タウイ地区での営農現状実態調査

本業務従事者は、前回及び前々回の短期専門家が作成したドーワ県チャンポレ地区/南ムジンバ県ゾンベ地区営農計画のモニタリング, フォローアップを実施する。またドーワ県タウイ地区及び 2018 年度に決まった南ムジンバ県チャムクウェレ地区における営農計画の策定を支援し、農家、C/P を対象としたワークショップを開催し、営農計画の普及を目指す。

さらにこれらのモデルサイトにおいて灌漑施設の導入を契機とする営農改善・モニタリング手法に関するマニュアルの策定を予定しており、これら業務への継続性を念頭に、今年度の本案件を計画、実施することが求められる。

3年間の業務実施予定は以下の通り。

営農計画の作成

No	Model site	初年度	二年度	最終年度
1	Champhole / Dowa	調査, 計画作成	モニタリング	モニタリング
2	Zombe / Mzimba	調査	計画作成	モニタリング
3	Thawi /Dowa	調査	計画案作成	計画作成
4	Chamkhwere / Mzimba	調査	計画案作成	計画作成

また年度別のC/Pへの技術移転は、以下のように計画している。

- ・ 2016年度：Champhole / Dowaにおいてワークショップを通じた営農計画の策定及び普及の指導を実施。
- ・ 2018年度：Zombe / Mzimbaにおいてワークショップを通じた営農計画の策定及び普及の指導を実施。
- ・ 2019年度（今回）：Thawi / Dowa 及び Chamkhwere / Mzimbaにおいてワークショップを通じた営農計画の策定及び普及の指導を実施。営農計画指導内容をベースに、営農計画指導方法・モニタリングのマニュアル作成。マニュアルを通じた営農計画・モニタリング手法の指導を実施。

上記を踏まえた本業務従事者の具体的業務内容は以下の通り。

(1) 国内準備期間（2019年10月上旬）

- ① MIDP2 過去派遣営農短期専門家及び先行プロジェクトである中規模灌漑開発プロジェクト（MIDP）に関する、公開中の報告書及び配布資料の内容を把握する。
- ② 本プロジェクトの業務計画書に即したワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 農村開発部に提出・説明する。

(2) 現地業務期間（2019年10月上旬～2019年12月中旬）

- ① MIDP2 長期専門家とワークプラン（案）に関して打合せを行い、現地調査、ワークショップ等の業務内容、スケジュールを確定させる。
- ② 2016年度及び2018年度に作成されたドーワ県チャンポレ地区と南ムジンバ県ゾンベ地区の営農計画書（英文）とその実施状況をモニタリング及びフォローアップを行う。
- ③ 2016年度に作成された全モデルサイトの概要調査を参考に、ドーワ県タウィ地区で追加実態調査を行い、営農計画書（英文）を作成する。
- ④ 南ムジンバ県チャムクウェレ地区で営農実態調査を行い、営農計画書（英文）を作成する。③④において作成した営農計画書を、タウィ地区/チャムクウェレ地区それぞれの農家及び営農組織に対するワークショップ（それぞれ1回）を通じ、作成した営農計画を周知するとともに、必要に応じて修正を加える。
- ⑤ 4カ所のモデルサイトで作成された営農計画書やワークショップ結果を踏まえ、他サイトへの普及を目的とした営農/モニタリングマニュアル（案）を作成する。
- ⑥ ⑤で作成したマニュアル（案）を、普及関係者を対象にワークショップ（ドー

ワ県/南ムジンバ県それぞれ1回ずつを想定)を通じて紹介し、普及を図るとともに、意見を聴取し改善する。

- ⑦ 現地業務終了時に、JICA マラウイ事務所に対し①～⑤に関する概要の報告を行う。

- (3) 帰国後整理期間(2019年12月中旬)

業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は、以下の通り。

- (1) 業務ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文2部(JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所へ各1部)

英文3部(JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所、C/P 機関へ各1部)

- (2) 専門家業務完了報告書(和文3部)

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を作成し、2019年12月25日までにJICA 農村開発部及びマラウイ事務所に提出し、報告する。

C/Pと協働して作成した営農/モニタリングマニュアル(英文)及び営農計画(英文)については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び現地業務期間中の日当・宿泊料等は契約に含みます。(見積書に計上してください)。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロンゲ⇒ヨハネスブルク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

- ① 現地業務日程

現地作業期間は10月6日(日)～12月15日(日)を想定していますが、数日の後ろ倒しは可能です。但し、国内M/M、現地M/M、は、2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

マラウイ入国には査証が必要なため、在京大使館にて取得してください。

- ② 業務実施体制

長期専門家2名(チーフアドバイザー、業務調整/研修管理)、短期専門家1

名（灌漑施設／水管理）。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

便宜供与あり。

イ) 宿舎手配

便宜供与あり。

ウ) 移動車両

MIDP2 プロジェクト用車両を提供する。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

着任後、専門家(チーフアドバイザー、灌漑施設／水管理)との調整により実施する。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス(カスング ADD)内に執務スペース(机、印刷可)を提供する。(インターネット環境は MIDP2 で整備する。)

キ) 本業務の実施に必要な消耗品はプロジェクトにおいて提供可能。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部第二グループ第五チーム(TEL:03-5226-3160)にて配布します。

- ・ 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト (MIDP2) 詳細計画調査報告書 (2014 年 12 月)
- ・ MIDP2 RD: Record of Discussion on Project for Enhancing Capacity for Medium Scale Irrigation Scheme Development, Operation and Maintenance (2015 年 1 月 12 日)
- ・ MIDP2 パンフレット(2016 年 3 月、英文)
- ・ 中規模灌漑開発維持管理能力強化プロジェクト(営農計画)業務完了報告書(2017 年 2 月)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

- ・ タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文:以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求め

ている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 灌漑畑作の経験を有することが望ましい。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行なうこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上